

福岡

福祉活動専門員の

ま な こ

社協活動前進のために

No.29・30 1991年3月発行 福岡県専門員連絡会 まなこ編集委員会 印刷 コロニー印刷

「十年を振り返ってみた 障害者問題の現状と課題」

穂波町社会福祉協議会
福祉活動専門員 井上 英晴

私が穂波町社協に入っ

て、十年たった。そのころ

までは、大学の同窓のH君

一人を除き、障害者に出会

った記憶はない。下肢障害

のH君と机を並べても、当

時（二十数年前）障害者と

いう言葉を思い浮かべるこ

とはなかった。

私が障害者という言葉

口にするようになったのは、

社協に入ってからである。

私が社協に入って二年あ

まりしたころ、考えること

が苦手な人たち（いわゆる

心身障害児者）の親の会づ

くりをこころざした。

その頃、穂波町に当事者

がどこにどの位だけがいる

のか（当事者すら自分の身

の回りの狭い範囲でしか知

らず）町全体のこと、誰

も知らなかった。それを誰

も疑問に感じていなかった。

社協では委員会が「時期

早尚である」といい、民生

課長兼務の事務局長からは

「いずみ会」(精神を病む人

の家族の会)があるから必

要ないとしぶられた。

一九八〇年一月三十日、

国連で採択された国際障害

者年の行動計画の中では、

「障害者は、その社会の、

他の異なったニーズをもつ

特別な集団と考えられるべ

きではなく、その通常の人

間的なニーズを満たすのに

特別の困難をもつ、普通の

市民と考えられるべきなの

である」とうたわれている。

改めて「障害者」とは何

かを確認してみると、「障害

者とは心身の差異のうち、

その平均的状态に遠い差異

をもつ不特定の間をいう」

(吉本充賜「障害者福祉へ
の視座」とある。

親の会初期からのある当

事者の親は、当時を振り返

って、「障害児については、

何も知らなかったも同然で

したね。こんな子が学校に

行ってもしょうがないと、

家でじつとさせていました。

邪魔に感じて、いらだって

ましたし、夫婦喧嘩も絶え

ませんでした。交流といえ

ば、病院だけでした。

それが親の会に入ってから

は学校にもやっだし、他

の障害児や親御さんと交わ

る中で、「なんで自分だけが

苦しまなければならぬの

か」から、「この子は宝だ」

と思えるようになりました。」

「世間の目も十年前は、

この子を珍しいものよう

に見て、連れてくる自分の

子を遠ざけるといった感じ
でしたが、今では声をかけ
てくれるし、世間に連れだ
しても、平気になりました。」
親の会や社協やその他の
団体・個人の事業、療育教
室、住民とのバスハイク、
一人立ち障害者の介護支
援、障害者に優しいまちづ
くり活動などは、この十年、
確かに当事者やそれにかか
わる人を変えていった。

しかし障害児者は今も学
校や職場へごく当たり前に
通えないでいる。子どもへ
の平和教育への圧迫、偏差
値評価、社会の競争原理や
効率優先、心身の差異への
止まぬ価値づけ(差別)、行
政の無理解や「安上がり福
祉」追求などは、依然とし
て障害児者を脅かしている。

国際障害者年の十年は、
日本では、「隔離と不平等の
時代は終わった」と云われ
る「障害を持つアメリカ人
法」を、ついに生みださず
に終わった。障害児者は日
本ではまだ、「普通の市民」
にはなれないでいる。

特集 その①

共同作業所の現状と課題

国際障害者年を機に、急速に各地で増えてきた共同作業所、現在では全国に二、三二一カ所が設置され、約三万人の障害者といわれる方々が利用している。

その背景には、絶対数の増加に加え、養護学校教育の義務制に伴う重度・重複障害児卒業生の増加・卒後対策の不備・精神病院からの退院者の受入先不足などがある。

そこで、本人や保護者・関係者の熱意と努力により作業所建設にいたるわけだが、これらに対する公的な援助は、わずかな補助金のみであり、多くの作業所は運営費の慢性的な不足や、職員の確保等に悩んでいる。その解決策として法人化を進める作業所も増えてつあるが、果たして問題はないのだろうか……

共同作業所の設立並びに法人化に携わった社協担当者にその経緯と現状について語って頂きました。

法人化は したけれど……

国際障害者年が始まって様々な障害者運動が盛んになってきたこと、またその前頃から社協こそつての在宅福祉が叫ばれ、入浴、給食プラス簡易通所という動きがあり（大阪を中心とした関西方面では早くからその動きがあったが）、国際障害者年を機に福岡県下でも知恵遅れの人たちの共同作業所や在宅での生活をもつと何とか出来ないものかと模索していた。

当社協でも久留米や直方での共同作業所、集まる場作りが進んで、遅ればせながら知恵遅れの人や障害者を持った人との行事を持つと、養護学校の父母の会と一緒にレクリエーションを組んでみたり、精神薄弱者育成会の基盤強化を含めて活動を始めた。当時は、作業所の場所もなかったし、福祉事務所や

社協内部でも本当にできるのか、作ることが本当にいいのかといった論議がしばしばなされた。

しかしとりあえず、以前高齢者の学習用につくられたプレハブを精神薄弱者やボランティア用に使わせてもらい、そこで夏休み長期休暇中の子供たちを少しでもいいから集めて、集まる場作りをやってみようとはじまった。その当時から障害者のボランティアを少しずつ開拓して、月に二回くらい集まって、お母さんたちと一緒に話をしたりする中で活動を始めていった。

三年くらいは社協のお抱えの活動で、できるだけ社協も障害者関係の事業を組むようにし、また県の育成会の行事に積極的に参加し学習会を重ねて少しずつ輪を広げて、在宅の大人の人たちを巻き込んでいった。また育成会としてもなにかやろうと、昭和五九年に実態調査を実施された。それをもとに家庭訪問を

して共同作業所への勧誘を行ったが、作業所そのものが知られておらずまた、外に出ることが少かったので、外に出ることへの不安や、重複重度の人の介護の問題などがあつた。しかし親と一緒に出来る人が四人くらい出てきたので週三回の形で作業所を開所した。

当初財源は、共同募金のA'枠と社協からの持出しでまかない、途中からおやつ代だけは自分たちでもとうと月会費五〇〇円を徴収するようになった。また、県費の補助枠拡大に伴い市費が入ることによって福祉事務所も多いにかかわってきた。

月、水、土の週三回で実施していたので月の最後の土曜日にはお母さんたちと一緒に食事会を実施した。また、数年すると年間行事を組んで七夕会などを行ったりもした。

作業内容は、当初は新聞の折り込み広告折り、花輪の花作りをやっていたが合

わず農作業を始めた。始めた頃は全く畝も使えなかった人が一年後ぐらいにはみちがえるようになり、また収穫した野菜をみんなで食べたり、市役所で販売をしたこともあった。

こうした活動の中で、集団の中でじわじわでもやる、時間にこだわらず自分たちのペースでやることを学んだ。

共同作業所の時代は、一日の作業内容や年間行事について自由に話し合い、親との関わりについても話し合いで進めていった。また、外部団体の支援も受けやすかったし、地域住民へも訴えやすく、共生できた。外側の支援も多く、運営がよくなされていた。

また、地域にいた青年を指導員としてお願いし、彼を中心に活動を進めた。ただ、中心的な指導員が出来たことで、親が指導者任せたことになってしまったので、親の参加を引き出すことに努めた。

法人化については、作業所の設立当初より財政的な問題やこのままでいいのかという疑問もあって目標にしていた。

実際の法人化に当たっては、社会福祉協議会では、施設を持たないため別の法人を組織し（そのため社協としての運動性がからめなかつたが）、資金については社協の基金を地域還元という形で充て、社協会長が理事長に、理事のOBが新しい法人の理事となり設立した。敷地については、市より二〇年間の無償貸与という形で譲り受けた。

施設建設については地域住民からの反対運動や様々な問題があつて、法人設立にも一年間またされることになった。地域住民の反対運動には、こちら側が毅然とした態度で接し、理解をしてもらつた。こうして法人化することによって指導員の給与や内部組織はしっかりしたものとなった。

しかし、法人化に当たつて、組織の基盤が十分にないで、社協が全面的に後押ししたため、反面、民間性が薄れ、今までの運動性が低下した。

今までの活動や外部団体とのかわりが法人化した時点で切れてしまい、思いが受け継がれていないという現状があり、地域に根差した活動が出来ておらず、社会との接触という点では逆に無くなつた。

また、法人化されたことによって社協と袂を分かちあつたために関係が薄れ、また認可されたことにより資金的にも安定していると思われ、外部からの支援が少なくなつた。

しかし、今はまだ内部組織の充実時期であらうし、これからが地域との関わりを広げて行く時期になるだろうと思う。

社協の立場としては、一つでも通える場ができたという点では、成果があつたと思うが、今考えれば、

できれば市が運営し社協が委託を受けるような運動を展開してもよかつたのではと思う。

また、個人としては、まだまだ地域には共同作業所を必要とする人がおり、共同作業所をやりたいが、社協としては、一応の集約をしたためにまた新たに活動を起こすことにはかなりの困難があるようだが、重複重度の人が自宅に残り、軽いや人が施設へ入つて行くといった状態では、共同作業所はこれからは必要であり、存在しなければならぬと思う。

現在あちらこちらに法人化したいと努力している共同作業所があるが、この中でどのように社協と連携していくかが課題であらうし、実際共同作業所と社協とががっぷり四つになつて運動性を高めているところは少ないのではないだろうか。

また、社協側が共同作業所をどうとらえていくかも課題ではないだろうか。法

人化にあつては、作業所づくりを中心に関わってきた人がその中にきちんと入つていかないと次の展開が難しいし、最初の思いをどこまで残せるかも、そこにかかつているように思う。

現に県内でも法人化への思いは募つてたくさんお金をためたりしているが、なかなか法人化が進まないというのは、その辺にも問題があるのではないだろうか。しかも、共同作業所づくりが少し下火となつているが、このことも課題として考えなければならぬのではないだろうか。

最後に、法人化したメリットは、職員の待遇や施設の充実などがあげられるが、そう言ったことよりも地域に根差した活動をしているかどうか重要なのではないだろうか。そしてその時に地域に根差した社協としてどうあるべきかが問われているのだと思う。

浮羽町「白鳥の会」の 取り組みから

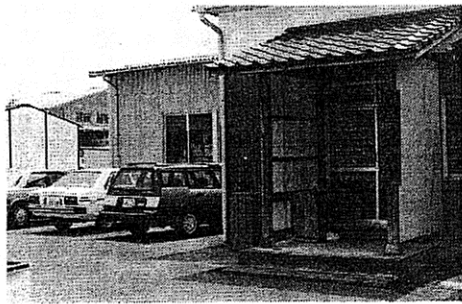
浮羽町社協 松岡 次弘

浮羽町の共同作業所「白鳥の会」は、昭和47年2月に社協が、かねてから福祉問題へ当事者活動の必要を考え、当事者である親たちの主体的取り組みへの動機づけとして、心身障害児の母親を施設視察や勉強会に招待する事で参加した母親達が大きな刺激を受け、自発的にグループ作りの話し合いができ、10月に「白鳥母の会」が発足した。

しかし、当初は自主活動も低調で、リーダーのみの活動に終始し、社協との話し合いや、視察・勉強会を重ね、昭和50年12月に自主活動グループとして、町内に居住する心身障害児及び心身障害者の母親で、活動

に進んで参加できる者を会員とする会に再組織し、関係機関との話し合いや、視察・勉強会をくり返し昭和52年4月に「母の会集会所」を開いた。

そして、親たちの積極的な活動意識が確認され、指



導体制はボランティアの協力が確保された事で、町の施設を借りてかねてからの念願であった精神薄弱児者簡易通所事業が昭和55年10月21日に開始された。この事業の実施主体は社協で、運営及び活動の主体は親の会で行い、経費は社協財源を充てた。

そして、通所対象者である町内の、在宅の精神薄弱児者の内、保護者の責任で通所できる者4名が、弁当持参で毎週月曜日から金曜日まで通っていた。

作業所では、生き甲斐を高めてゆくための生活指導と少しでも社会参加ができるような自立への希望を育てて行くことを目的に、編物・造花・陶器づくり・料理などを行った。

しかし、昭和60年4月に町内に精神薄弱者通所授産施設「浮羽学園」が開園され、そこには設備や指導員体制などが整っており、そちらに通わせる方が良いのではないかと考え、親の会、

社協、学園と話し合い、作業所の通所者に学園見学や研修をさせ、園生といっしょに作業させたり、遊んだりさせた。

最初はなかなかうち溶けない様子だったが、日がたつにつれ学園が気に入り、そちらに行くことを通所者が決心し、作業所は昭和62

年10月30日をもって一時中止することにした。

しかし、現在でも通所したい人があれば、いつでも再開できる体制をとっており、作業所もきちんと管理している。また、定期的に親の会の会合等を作業所で行っている。

共同作業所の 配分金について

那珂川町社協 後藤 聖一

一九八一年、「完全参加と平等」をテーマに幕を開いた国際障害者年も10年目を終えようとしています。

その間、政府を始め地方公共団体、民間の関係機関、団体等の努力もあって制度の新設や充実、環境改善

の意識面においても若干の前進があったのではないかと考えられます。

現状の評価はさて置き、

そのテーマ達成の一つの施策として全国各地に創設されてきた共同作業所、特にそこで働く障害者の配分金について私なりの考えを述べさせていただきます。

福岡県では、平成元年度現在65ヶ所の共同作業所があると聞いていますが、研修会等でお聞きするところによりますと、多くの作業

所に働く障害者の月毎の配分金が3千円から5千円程度で、中には負担金などが必要な作業所もあるようです。

働くための経費にも満たない配分金で働かなければならない共同作業所の現状に、私は多くの疑問を感じずにはおられません。

今まで働きたくても働く場が得られなかった障害者や家族にとっては、働く場

ができたことだけでも大きな進歩と受けとめられている向きもあるようですが、

私達福祉関係者にとっては国際障害者年のテーマの一つである『社会参加』、その

条件の一つである『労働保障』を満たしたただけであつて、これだけで満足してはいけないと思います。その

テーマを共同作業所において少しでも実現しようとするには、『障害者の適性と好み等が考慮された労働保障』

と『年金制度等』も考え合わせられた『所得保障』が必要ではないかと私は考えていま

す。

労働者の所得保障に関し、一般労働者にも労働に

対する能力、勤務先、職種など、大きな違いもあり賃金、労働時間等労働条件の

格差はありますが、一日汗を流せば、労働者として最低限保障されなければなら

ない賃金があります。そうでなければ労働者としての尊厳が保たれません。

そのための法律として最低賃金法があります。しかし、障害者には適用しなくても良いようになっていま

す。それは障害者の雇用拡大、特定の事業主に負担を強いらぬ措置として当然

のこととも思いますが、そうであれば、それに代わる何らかの制度が必要だと思

います。現在、そのための制度として、年金制度や作業所に対する補助金制度等

があるのではないかと考えています。もちろん、年金制度は、それ以外のものも含まれているのでしようが、お聞きする現状では、その

制度が十分ではないのではと考えざるをえません。

制度や施策等の充実については財政面の裏付けも要し、また、年金制度で保障

するの作業所に対する補助金の増額によって保障していくのか若干の見解の相違が出るころとは思いますが、その考えがなければ、

いつまでたつても良くはないでしょう。特に作業所の育成、指導等を行つて

いる福祉活動専門員にその考えがなければ、作業所に対する補助金も目的を果た

さないのではないかと心配いたしております。

以上、理想ばかりを述べさせていただきましたが、昭和57年に当町身体障害者福祉協会によつて設立された『つくし共同作業所』の

現状は、理想とはほど遠く参考にはならないと思ひますが、配分金計算方法と月額

の配分金ついでご紹介させていただきますと思ひます。

◎配分金計算方法

①基準配分者（責任者）の1日当たりの配分金

＝（月毎の収益金＋補助金）÷（参加者

各自のポイント×参加日

数＋参加者各自のポイント

×参加日数＋……）

②参加者各自の配分金

＝基準配分者（責任者）の1

日当たりの配分金×各自

のポイント×参加日数（但

し、100円未満切り捨て）

* なお、参加者のポイント

は、運営委員会において責任の度合い、

作業能率、年齢等を考慮して決定されていま

す。（現在ポイントは0.2

～1まで、6ヶ月毎に見直しがあります。）

◎平成元年度の参加者の配分金（月額、1日当たり）

A（責任者、障害なし）66歳、ポイント1）

四八八、五〇〇円
（1日当たり二、〇〇〇円）

B（責任者、療育B）31歳、ポイント0.7）

三〇二、五〇〇円
（1日当たり一、四〇〇円）

C（責任者、身障1級）32歳、ポイント0.7）

三七四、七〇〇円
（1日当たり一、四〇〇円）

D（責任者、身障3級）65歳、ポイント0.7）

二七四、七〇〇円
（1日当たり一、四七〇円）

E（身障3級、療育B）30歳、ポイント0.6）

三〇九、三〇〇円
（1日当たり一、二六〇円）

F（自宅、身障1級）36歳、ポイント0.2）

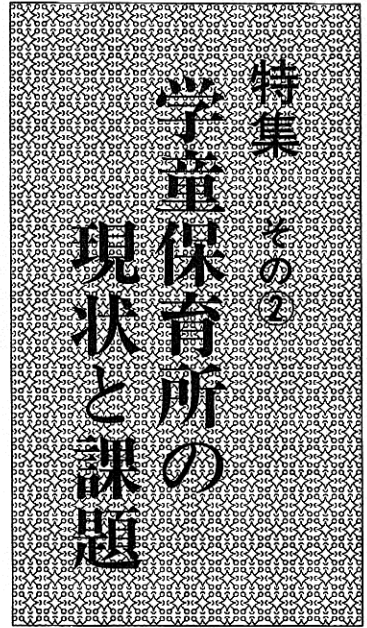
二六、五〇〇円
（1日当たり 四一〇円）

G（自宅、身障1級）43歳、ポイント0.2）

四一、六〇〇円
（1日当たり 四三〇円）

※その他、指導員（身障会役員4名、1日当たり一、五〇〇円）





学童保育運動の広がり

筑後市社協
中山 陽一

三年間の取り組みで 実った学童保育

学校から帰っても家にはだれもいない……小学校に上がった幼い子どもは、がらんとした家の中で、一人ぼつねんと留守番をしている――。

「子供を預かってくれるところはなんでしょうか」。

共働き家庭からのこんな問い合わせが、数年前から折社協の事務局に入ることになってきました。

社協では、すでに一九六六年（昭和四一年）から筑後児童館での学童保育を市から委託を受け実施していましたが、他校区からのこうした問い合わせに、何等かの対応が必要であることを実感しました。

そこで、一九八七年、小学校低学年児の放課後生活の実態を探ろうと、子どもたちの生活実態調査を市内の五つの小学校（都市部三校、農村部二校）で実施。その結果、小学校低学年児の放

課後生活に大きな不安があることや、子どもの遊び場確保の問題、交通事故への悩みなどが大きいことが分かりました。

社協では、学童保育の設置について、その希望数が一番多かった羽犬塚校区を対象に、夏休みだけの試験的な学童保育所を開設しました。開設の大きな目的としては、①実際に学童保育を実施してどれほどの入所申し込みがあるか、ということと、②学童保育必要に對する実際のサービス提供、それに、③親の自立的な運動取り組みの糸口づくりがありました。一九八八年、第一回目の実践では、二四人の入所があり、生き生きとした学童保育活動を進めました。しかし、①、②の目的では一応の成果をおさめました。③の親の自立的な運動化を果たすまでには至らずに終わってしまいました。

そこで、翌年、第二回目の実践では、③の親の会の

自立化を重点に、親との関わりや、親の会の取り組みを重視しました。

その結果、自立的な親の会の取り組みが見られるようになり、夏休み終了後、すぐに市議会に對する請願運動へととりかかりました。紹介議員への協力要請、署名活動、そして請願書提出に至る取り組みでは、親の会を頻繁に開き、夜中一二時を過ぎることがしばしばという状況でした。家に帰ってもカギがかかって入れないとか、夫婦喧嘩があったりと大変でしたが、お陰で親同志のつながりはしつかりとなり、また、男親の参加もみられるようになりました。

九月議会への請願書は採択となり、翌一九九〇年度に市初めての学童保育事業への補助事業がスタートすることとなりました。

親の立ち上がりで学童保育がスタート

しかし、問題は、始まり

ばかり。市の学童保育事業への補助事業は、①あくまでも地域の自主的な取り組みへの助成制度であること。②補助額は、一カ所一七万円という少額補助、それは親の期待を半分満足させるものでしかありませんでした。

親の会では、今年四月の学童保育事業の開設に、①会場探し②指導員探し③実践のための諸規定・規約・書類づくり④財政計画⑤備品の調達……と何から何まで一切を準備することとなりました。

それでも、四月開設の目的を達成、今年度の入所は、児童四一人と過去最高となりました。若い保母経験者の二人の指導員のもと、子供たちとのにぎやかな活動が現在まで進められています。

その後、六月議会には、①学童保育専用の保育室確保のための運動、②指導員の身分保障のための運動へと課題を設定して、請願書

を提出、それが継続審議となる中、今度は九月議会に向けて陳情活動を展開することとしています。(とにかく保育室が狭く、しかも夏は暑く冬は寒いという鉄板のプレハブが現在の保育室です。で、何としてもどうかしなればという共通の思いがあります)

他校区に広がる 学童保育運動

さて、このようにして筑後市の一つの校区における学童保育運動が進んできましたが、この動きは、親から親へ伝わる形で情報がいき、他の校区においてもなんとかならないものかと問い合わせが出てくることになりました。

当初都市部の校区として「子どもの生活実態調査」を実施した筑後北、松原という校区において親の動きがあり、今年の初めからこの二つの校区についての運動にも協力していくこととなりました。夏休みの実態

的な学童保育実施を目標にして、手初めは何人かの協力者を集めることから始め、学校や行政への協力要請、会場探しなどを始めていきました。

なにしてこの時点ですでに新年度(一九九〇年度)の予算が決定しており、とりあえずこの補正予算編成の運動から始まりました。六月議会に学童保育実施の請願書を両校区ともに提出、しかし継続審議となつてしまいました。(この議会

には、羽犬塚校区と合わせ三校区から学童保育関係の請願書が提出となったわけです)

そのため、市社協として両校区の運動を支援する意味から一校区に三〇万円の資金的な援助をすることとし、その資金と親の会の会費をもとに、夏休みの計画を進めていきました。

行政や議員、学校や社協といったところへの交渉や相談、実施までの計画づくり、会場設定から備品の調

達、学童保育が始まってからの運営援助、会計処理等々すべての事柄を親の役割分担によって進めていきましたが、その努力は並大抵のものではなかったと思います。

七月二日の夏休みのスタート。学童保育所の二校区における開所式は、ここまで努力してきた親たちの一応の到着点として結実しました。

夏休みのそれぞれの学童保育の実践は、それぞれの校区の取り組みを反映して特色のある活動が展開されました。

そして、二学期夏休みの終わり、親の会代表の「夏休みの学童保育はこれで終わりましたが、私たちの学童保育づくりの運動はこれからです」とあいさつされたように、九月議会対策をスタートにいよいよ本格的な運動へと広がりを見せてきています。

学童保育

「ちびっこ村」

苅田町社協
岩田 孝秀

ちびっこ村も今年で第五回となり、町内においても少しずつですが学童保育の事業(共同募金配分事業)を知っていただける様になっていきます。

ちびっこ村に一度参加した児童は「来年もぜひ参加したい」との事で、年々応募も増えそれに伴い定員も増加というのが現状です。

苅田町の学童保育は、毎年8月1日〜30日(日曜と盆は休み)の約1ヶ月の期間で、保育時間を午前8時30分より午後5時まで、対象児童は、母子、父子、両親のいない家庭と共働きの家庭で、小学1年生から3年生まで、児童の募集定員

は45名、参加費三千元(ただし、おやつ代)として預っています。

指導員は大学生2名とし、日額四千円のアルバイトで採用しています。

この事業の二年度予算は、共同募金より四十万円を計上し、半分は人件費となります。

募集児童の対象は、当初母子、父子、両親のいない家庭の児童ということでしたが、あまりにも応募が少なかったため、共働きの家庭を含めスタートとなったのですが、今年は児童全体で母子家庭が2名、残り全員が共働きの家庭となっています。

学童保育の運営については、苅田町社協は幸い総合福祉会館内に事務所を置いていますので、部屋については心配する事もなく、また町の中型バスを委託管理していますので、室内での学習、体育館での体育或いは、バスを使つての屋外学習と多種多様の思い出作り

を行っています。

保険については、全社協のボランティア保険と、普通傷害保険の二つに加入しています。ボランティアの保険については、社協が保険費として出費し、傷害保険は保険料(三千四百五十円)として児童の保護者に負担をお願いします。

事業を行う中で、保護者、母子会等にアンケートをお願いしたところ、①実施期間が短期である。②定員を増員してほしい。③保育時間(の延長などの回答が多く、中には夏休みに限らず一年間を通して学童保育を行ってほしいとの声もありました。

このアンケートは確かに、今後の学童保育の大きな課題であり、一つずつ解決して行かなければならないと思います。

毎年9月には、ちびっこ村の写真展を行い、希望者には焼増しをしています。今年も、大きなケガ、病

気もなく、無事学童保育が

終わりました。今後もよりよい学童保育を行うと共に、共同募金活動を少しでも多くの方に理解していただきたいと思ひます。

もっと自由な学童保育を

水巻町社協
藤田 昌俊

水巻町の「学童保育クラブ」は、町行政の事業で、町内に1カ所、既存の施設を利用し、今年施行3年目になります。

この3年の間に、保育クラブの立場と行政の立場とはお互いの想いが異なってきたようです。そこで指導員の方にお話しを、伺いました。

●行政の学童保育クラブですけれど行政に対する要望などが出てきているのでは：
◇行政としては、放課後の

学童をただ見ておけば良いのでは、まずは1カ所からと言った感じで始めたようですが、指導委員の立場としては、学童クラブを、各校区ごとに1カ所ずつ設置して、外で遊べる場所(運動場)も確保(現在、ゲリラ的に団地の公園を使っています)して欲しいと思ひます。

●町の南部に2つめのクラブができるようですが、それに対してご意見は：
◇次にできるクラブは、開始予定が延びているのですが、次のクラブができた時点で、行政としては民間委託に切り替えるという話が出ています。厚生省の方では、制度化を進めているようですし、町も行政として始めた以上は、指導委員の身分保障(現在嘱託)についても考えて欲しい。

●最後に子ども達のことでも気づいたことなど：
◇家の中でとじこもっているよりも、みんなが集まって、自分達のやりたいこと

を考えて実行しています。その中で、ひとりひとりに自主性や協調性が育ってきているようです。そう言った意味でも、あれはだめ、これはだめというのではなく、もっと自由に活動できるように行政にも考えて欲しいですね。

住民福祉講座を開講して

夜須町社協
金子 三男

夜須町社協では迫り来る高齢化社会に備えて、町内で最大の組織力と動員力を持つ婦人会や老人クラブと連携した福祉講座を計画的に開設し、老人の在宅福祉の推進につなげたいと試行してきた。

夜須町婦人会は、平成元年度の婦人学級開設の趣意書に「高齢化社会の到来に

より老人に対する日常的介護の必要性は日と共に強まり私達主婦に迫ってきています。そしてその私達もいつかはまた、要介護の老人となっていくのです。私達はこの事実に対応できる知識と力量を身につけているでしょうか。婦人会では本年度も老人の介護や体について学習し「我が家の老人は我が家の私が介護」の力量を全会員が身につけたいとの思いから婦人学級を開設しました。……略」と、うたい年間十一回の講座への参加を呼びかけている。講座は三十名の学級生で開設することになったが、テーマによつては全会員と老人クラブに参加を呼びかけて、婦人会、老人クラブ、婦人学級、合同の研修形態をとった。

幸いにして平成元年度の講座は県社協の補助対象と認定され、講師陣の充実を図ることができただけでなく、平成二年度の取り組みについて多くの助言を戴く

ことができた。
しかし学習内容を全会員のものとする拡がりや、学習の生きた実践の一つである愛のネットワーク活動への高まりは、まだまだ今後の課題として残っている。

在宅福祉サービスの充実を

黒木町社協
久保 秀史

老人問題は今や社会問題として新聞、テレビ等で多く取り上げられているが、本町においてもその対応は緊迫したものとなっている。本町における高齢化率は全国平均と対比してみると問題にならないほどの早さで進み、現在では一七・二%、平成三三年のピーク時には三〇%を超えることが予想され、その中の独居老人や寝たきり老人も高齢化に比例して増加の傾向にあり、農村地域の高齢化問題

は深刻なものとなっている。黒木町社協ではその長寿社会に対応するため在宅福祉に力を入れ、独居老人の集い・独居老人家庭訪問・寝たきり老人見舞い・寝たきり老人介護者研修・入浴サービス等様々な事業に取り組んでいるところである。入浴サービスについては、当初移動入浴車ということとで計画を行ってきたが、実施にあたるためには、職員の採用、手当の問題、地理的な問題等が多分にあり、結局地理的な問題はあったものの星野村の特別養護老人ホーム「星寿園」へ委託するということと、四月より始めることになった。

当初、希望者一名で始めた入浴サービスも現在では二一名となり、希望者はあとをたたくその必要性を今更ながら痛感している。又、八月に行っている寝たきり老人介護者研修も今年で八回目となり、毎年様々なテーマで研修を行っているが、今回は、日本赤十字社福岡支部の職員の方をおまねきし、「家庭における救急法」をテーマに、蘇生法・救急法・家庭看護法についてお話をしていた。き、気道確保・人工呼吸・心臓マッサージの実技を介護者自ら、介護する側、される側に行なった。その参加者も初めは少人数であったが、寝たきり老人見舞い、入浴サービスを始めるにもなつて多くなり、介護者や家族の方も社協というものを徐々に理解し、職員とも相談ごとや心配ごとを気軽に話していただけのようになり、様々なニーズも生の声で聞くことができるようになった。

その様々な生の声を聞きながら、サービスを受ける本人が本当に幸せになるよう、家族の中の一人ということを念頭におき、家族の在宅介護を手助けしながら、今後、本来の家庭と家族のきずなを大切に、社協サービスを行いたいと思う。まだまだ修業中の身である。

本音は“お先真つ暗”

前原町社協
中村 良隆

早いもので、社協主導型のネットワークづくりを始めて三年目を迎えた。他市町村の事例を参考に、町内各校区に推進委員会を組織。行政区長会や婦人会、老人クラブなども運動に取り込んだ。七十二の行政区すべてに福祉委員を選出してもらい、研修会も数回開催した。

この間、民生委員さんたちには「ハツパ」をかけたが、校区（場合によっては行政区）での福祉懇談会を三十数回にわたって開催。ネットワークの必要性を訴えてきた。この問題についての婦人層の関心は意外に高く、地域での学習会には何度となく呼ばれて、話をする機会を与えてもらった。こう書くと、いかにもこの運動が順調に運んでいるように思えるが、現実はその甘くない。実はさっぱりなのである。確かに、各校区ごとの推進委員会は年に二、三回開かれ、要援護者（わが町の場合、とりあえず一人暮らし老人にしばっている）のリストをつくり、要援護者に対する二、三人ずつの協力者づくりなどは一応形ができた。校区によっては、行政区で取り組み、隣組や老人クラブから「福祉補助員」なるものを組織し「キメの細かい活動」をめざしているところもある。だが、組織ばかりで実体が伴わないのである。実際の支援活動の例が、少なくとも私の耳には聞こえてこないのだ。「進め方」が間違っていたのだろうか。ときどき不安になる。とっかかりとして「安否の確認と緊急時の

連絡体制づくり」を地域住民に呼びかけた。次にそれぞれの地域で要援護者のリストをつくり、支援体制づくりを組んでもらった。マニュアルどおり、進め方に問題はなと思っていた。

だが、そうとばかりもいえないのである。一つは在宅の一人暮らし老人に「要援護者」が少ないことだ。一人暮らしがすべて要援護者といえばそれまで（実際はそのつもり）だが、住民の方がこれら「元気老人」に対する支援体制づくりに積極的になれないでいること。

二つ目には「地域の特性」が予想以上のカベになっていることだ。いわゆる農村部では、消極的であっても、それなりに活動の基盤が整っている。だが、人口の流入が続く校区では、組織だけで、実際には動かない。住民間の連帯意識が希薄で、この運動に対する理解は得られても、活動に結びつかないことである。

もちろん、運動を通じて、このネットワークづくりに過度の期待が禁物であることはわかった。そんな中で、活動のねらいを「対象者の自立した生活」にまで深めることは当然であろう。

だが、運動をすすめる社協、民生委員にどれだけの遂行能力があるのか。それだけでなく社協は忙しい。また、地域住民にこの問題を真剣に受け止めてくれる土壌をつくり上げるまで、あとどれだけの努力と期間が必要なのだろうか。そんな状況の中でのネットワークづくりである。そう考えると「お先真つ暗」というのが本音である。



新人紹介

一年を振り返って

佐々木文江



平成元年四月付で社協職員となつて早一年三ヶ月が過ぎました。昨年一年間は専門員の研修を受ける為半年間県社協に出張、共同募金、世更資金、心配ごと相談等、初めて見聞きすることばかりで専門員会議に出席しても何のことを話してあるのか全然判らないことばかりでした。どうにか社協用語が少し理解出来る様になり、先輩専門員さんを追いかけて早く一人前にな

れる様勉強をして行くつもりです。よろしくお願ひします。

「さあ自分にフアイト」

広重千代子



法人化されて三年目。専門員は事務局長が兼任されていましたが、この度晴れて（？）交替致しました。専門員になる前から、いろいろな会合に出席させて頂いていますが、皆さんのすばらしいご意見を聞くたびに「あー自分もこうなりたい」といつも思います。人前で話そうとすると言語障害になってしまう私ですが、残りの人生を社会福祉に携わっていきたく思っています。ちなみに年齢

は当年とつて三十歳。よろしくご指導の程お願い致します。最後に一句今年こそは

今年こそはでん年目
やっぱり今年こそは
……やせたいなあ

編集後記

今回の「まなこ」編集に当たっては、国際障害者年十年目ということで、「共同作業所の現状と課題」と題し、原稿をお願いしたところ、多くの方々より原稿をお寄せ頂き、皆さんがそれぞれの段階で苦勞されている様子がよくわかり、今後の活動の参考になるのではないかと思ひます。これからも原稿を宜しくお願ひ致しますと共に、ご意見、ご感想をお寄せ下さい。

